鈴鹿市多文化共生推進計画

（案）

令和●年●月

鈴　鹿　市

目　次

はじめに

第１章　計画の策定に当たって
１　策定の趣旨及び背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２章　多文化共生を取り巻く現状と課題
１　本市の外国人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２　アンケート調査からみた現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３　指針によるこれまでの取組とその評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
４　本市における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第３章　計画の基本的な考え方
１　計画の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
２　ＳＤＧｓとの関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
３　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
４　計画の目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
５　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第４章　施策の展開
１　具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（１）円滑なコミュニケーション支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（２）安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（３）多文化共生の地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
２　重点的に推進する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
第５章　計画の推進
１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
２　各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
３　計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
参考資料
１　関係する会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
２　策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
３　用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

はじめに

第１章　計画の策定に当たって

１　策定の趣旨及び背景

1990（平成２）年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正以降、本市においては、自動車産業などの製造業が盛んな地域性も相まって、ブラジルやペルーなど南米の日系人※を中心に外国人人口が増加しました。

こうした中、鈴鹿国際交流協会をはじめとする関係団体や地域のボランティアなど、民間レベルによる多文化共生※に向けた取組が進められました。

一方、本市は、外国人市民※を地域における「生活者」として受け入れていくことを通じ、外国人市民の就労、教育等の課題が顕在化したことから、2001（平成 13）年、同年に発足した「外国人集住都市会議※」に参画し、外国人市民の様々な課題の解消を図るため、関係省庁への提言や要望に取り組むとともに、多文化共生に関する取組を総合的に推進するため、2011（平成 23）年３月に「鈴鹿市多文化共生推進指針」（以下「指針」という。）を策定しました。

その後、段階的に増加していた本市の外国人人口は、2008（平成 20）年のリーマンショックを境として一時的に落ち込みを見せますが、2019（平成 31）年４月、外国人材を労働者として受け入れるための在留資格※である「特定技能※」が創設されるなどによって再び増加傾向を示し、かつベトナム及びスリランカなどのアジア圏からの外国人が増加し多国籍化も進展しています。

また、2015（平成 27）年９月の国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標（SDGs）※」が採択されたことを受け、我が国においても、その基本的理念である「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」を、優先課題に取り組むに際しての主要原則の１つとして、分野を問わず適用することとしているのをはじめ、デジタル化の進展、気象災害の激甚化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、多文化共生を取り巻く情勢に大きな変化が見られます。

このような状況にあって国においては、2018（平成 30）年４月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、2020（令和２）年９月には、総務省において、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る方向性を示す「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、地方公共団体においては、これらの国等の動向を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画を見直し、その中で、地域社会での多文化共生の推進に新たな視点を盛り込む動きが見られます。

このようなことから、本市においても、これまでの指針による取組の進捗状況や今後における社会的な潮流を踏まえ、多文化共生社会の実現に向けた取組を着実に推進していくため、指針を見直し、新たに「鈴鹿市多文化共生推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

２　計画の位置付け

本計画は、「鈴鹿市総合計画２０３１※」（以下「総合計画２０３１」という。）のまちづくりの方向性との整合を図りながら、個別の分野である多文化共生社会の実現を進めるための「推進プラン」と位置付け、行政や市民、事業者及び団体等が連携、協力しながら取り組む施策の基本的な方向性を示します。

また、「鈴鹿市まちづくり基本条例」及び本市が掲げる分野別の各種の計画や、総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン（改訂版）」など、国等の施策の動向とも整合させながら推進するものです。

３　計画の期間

本計画は、総合計画２０３１の計画期間と合わせ、2024（令和６）年度から 2031（令和 13）年度までの８年間を計画期間とし、総合計画２０３１の基本計画及び実行計画の見直しや、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合は、必要に応じて見直します。

第２章　多文化共生を取り巻く現状と課題

１　本市の外国人の現状

（1）　人口の推移

2022（令和４）年度末現在における本市の外国人人口は 9,192 人で、総人口 195,958 人に占める割合は 4.69%です。

過去に遡ると、1989（平成元）年度末の外国人人口は 1,183 人、総人口 174,334 人に占める割合は 0.68%であったのが、その後の入管法の改正などにより、外国人人口は飛躍的に増加しました。

外国人人口が最高値に達したのは、2007（平成 19）年度末の 10,205 人で、同年度末は総人口に占める外国人人口の割合が５%を超えました。

2009（平成 21）年度からは、リーマンショックの影響で減少を続け、2014（平成 26）年度末には 6,921 人まで減少しましたが、その翌年度からは再度増加に転じ、2022（令和４）年度末の外国人人口は、リーマンショック以降、最高値を示しています。

図表１　外国人人口の推移　　※各年度末

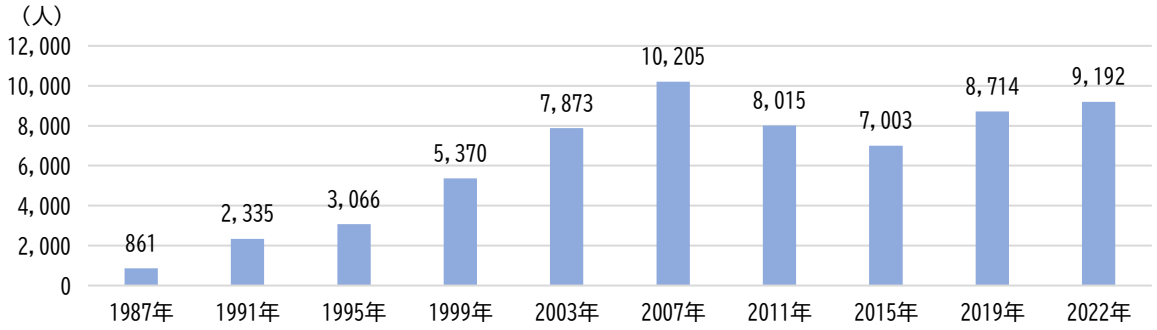

図表２　総人口に占める外国人人口割合の推移　　※各年度末

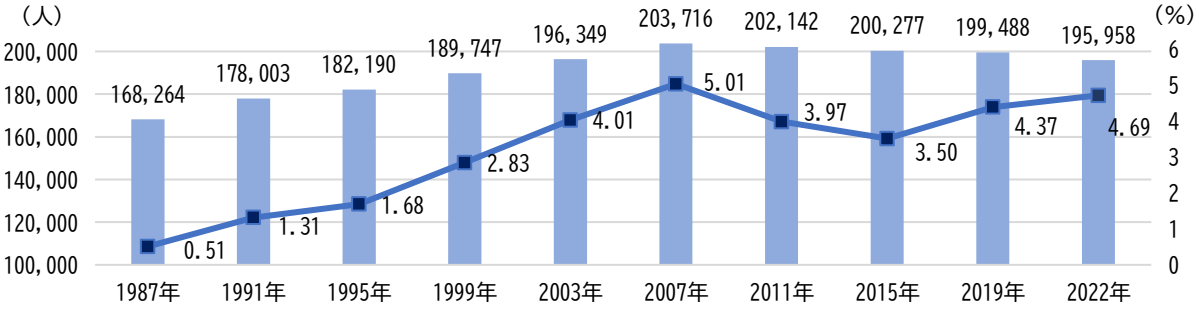

（2） 国籍別人口の推移

1990（平成２）年の入管法改正以降、ブラジル、ペルーを中心に外国人人口が増加し、ピークとなった 2001（平成 13）年度末の国籍別割合は両国籍で約 72%を占めていました。

しかし、2009（平成 21）年度及び 2018（平成 30）年度の入管法改正で、在留資格に「技能実習※」及び「特定技能」が加わったことに伴い、ベトナム、インドネシアなどの国籍が増加しました。

このことにより、2023（令和５）年３月末現在の国籍別割合は、ブラジル、ペルーの合計比率が約 49%になっており、本市における外国人の国籍別人口の内訳は、ここ 20 年で大きく変化しました。

図表３　外国人の国籍別人口の推移　　※各年度末

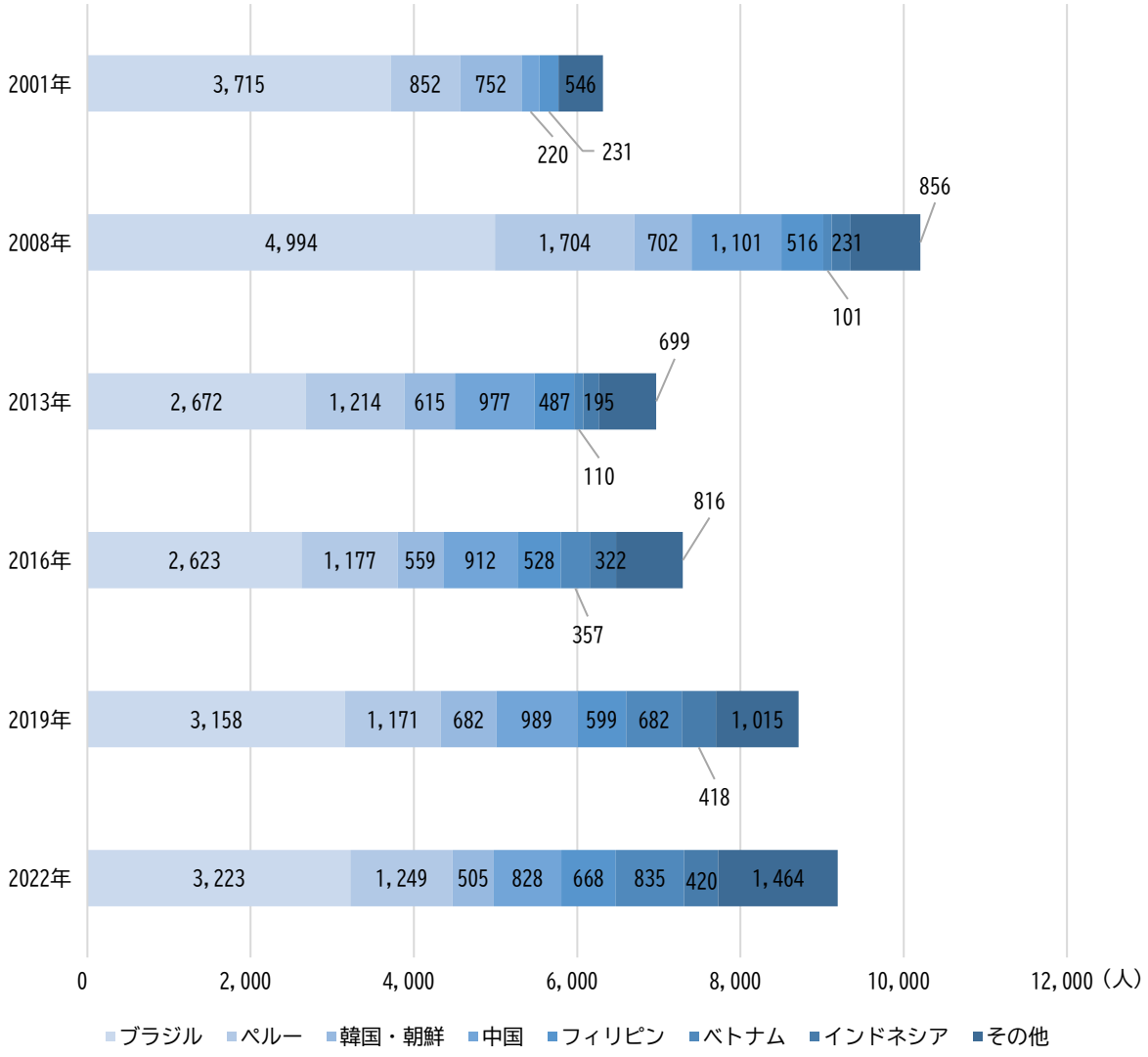

（3） 年齢別人口の推移

本市における外国人及び日本人それぞれの年齢別人口の分布（2023（令和５）年３月末時点）を見てみると、日本人の高齢化が進む一方で、外国人の年齢別人口割合は、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の合計が外国人人口の 80.7%を占めており、日本人の生産年齢人口の比率（61.9%）と比較すると高い値を示しています。

その反面、外国人の年齢別人口割合における 65 歳以上の割合は、2019（平成 31）年３月末時点で 4.0%であったものの、2023（令和５）年３月末時点で 4.3%を示すなど、ここ数年で増加傾向にあり、外国人においても高齢化が徐々に進んでいることが分かります。

図表４　日本人及び外国人の年齢別人口（2023（令和５）年３月末現在）

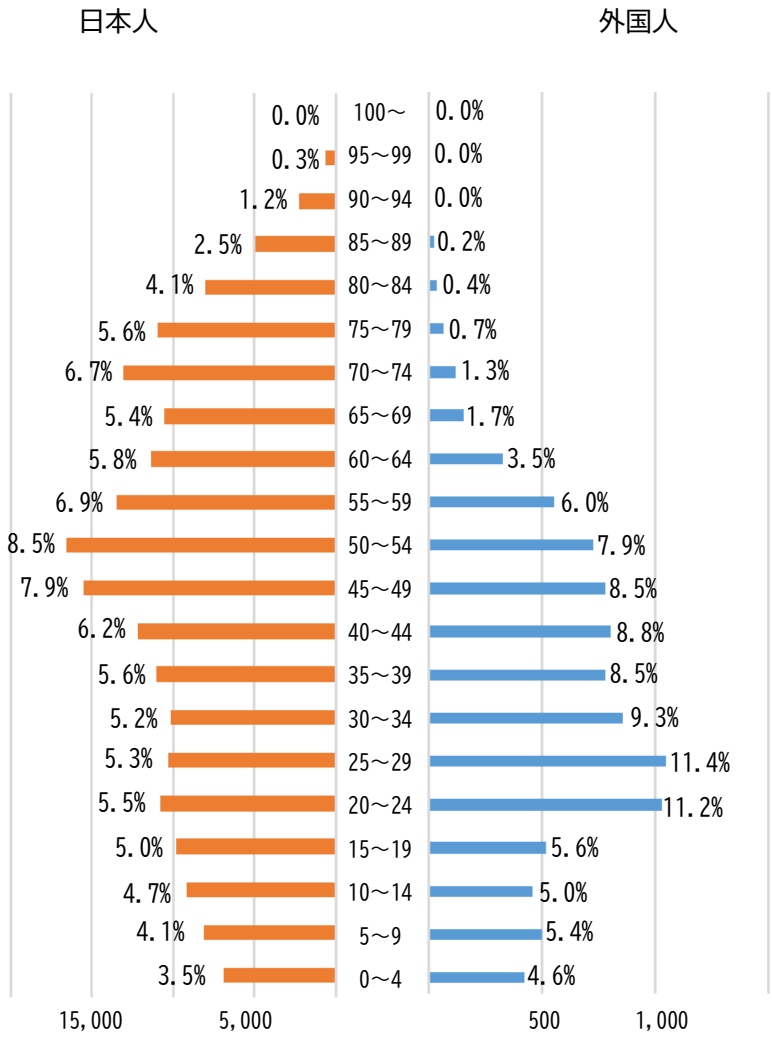

（4） 地区別人口の推移

本市における外国人の地区別人口については、2008（平成 20）年３月末には、牧田地区で 22.9%、飯野地区で 19.7%と高い割合を示していたものの、2023（令和５）年３月末には牧田地区で 14.9%、飯野地区で 14.6%であり、両地区ともに割合が低下し、居住地区が分散傾向にあることが分かります。

このことから、外国人の居住地区は特定の集住地区に一極集中するものではなく、市内の多くの地区に分散して居住している特徴が考えられます。

図表５　外国人の地区別人口の割合　※各年度末

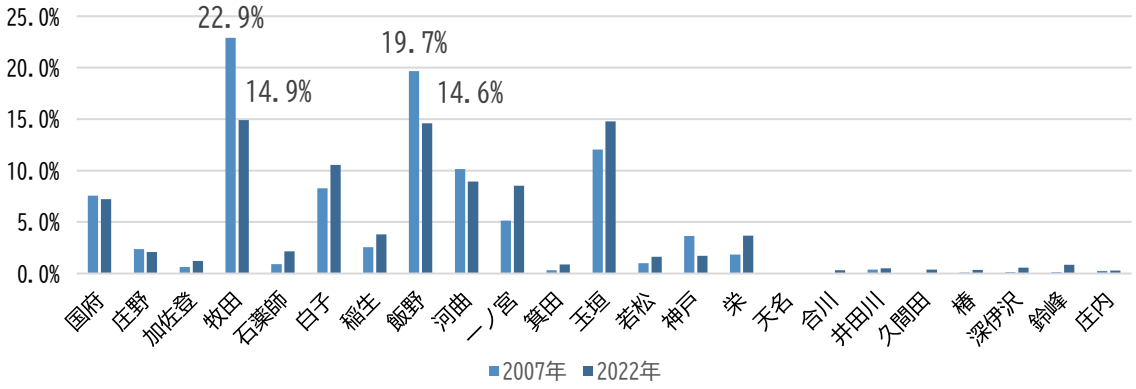

（5） 在留資格別人口の推移

2015（平成 27）年 12 月末には、外国人の在留資格別人口の約半数を「永住者」が占めていましたが、2023（令和５）年３月末には 41.3%とその割合は低下しています。その要因としては、在留資格に「技能実習」及び「特定技能」等が創設されたことを挙げることができます。

図表６　在留資格別人口の割合　※各年度末

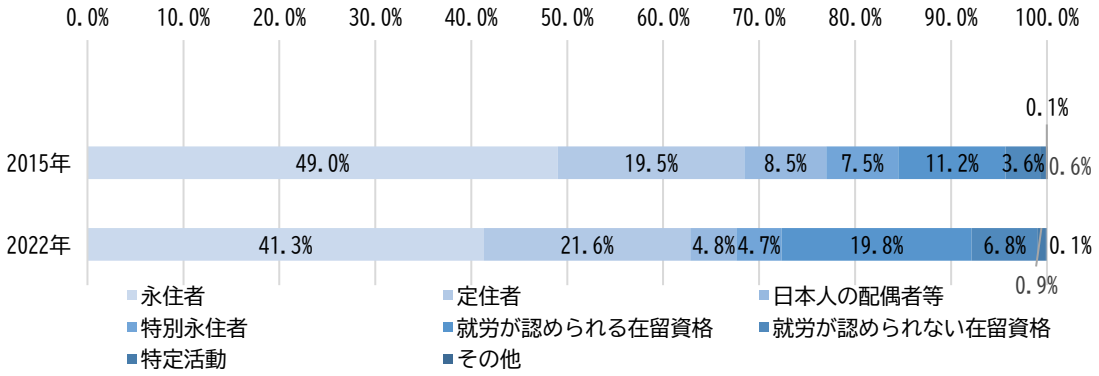

２　アンケート調査からみた現状

本計画策定の基礎資料とするため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

(1)　アンケート調査の概要

ア　アンケート名称
　鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート
イ　調査地域
　鈴鹿市全域
ウ　調査対象
　市内に住民票のある 18 歳以上の男女
エ　調査期間
　2022（令和４）年９月末から 10 月末まで
オ　発送者数
　4,000 人（外国人 2,000 人、日本人 2,000 人）
カ　抽出方法
　住民基本台帳から無作為抽出
キ　回答方法
　Google フォーム又は郵送（返信用封筒あり）のいずれか
ク　外国人向けアンケートの言語
　やさしい日本語※、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語
　※国籍に応じていずれかの言語のアンケートを発送
ケ　質問項目数
　外国人 41 項目、日本人 19 項目
　※外国人と日本人のアンケート内容は異なります。

(2)　アンケート回収結果

ア　外国人
　回収率　21.2%（424 人／2,000 人）
イ　日本人
　回収率　41.7%（834 人／2,000 人）
ウ　合計
　回収率　31.5%（1,258 人／4,000 人）

（3） 調査結果

ア　外国人の回答から見える状況

（ア） 外国人の情報の取得手段としては、アンケート回答者数 424 人のうち、「同じ国籍の人から聞く」が 34.0%と最も高くなっており、紙媒体やインターネットを介して取得するとの回答数を上回っています。

図表７　情報の取得手段　※複数回答あり　ｎ＝424人

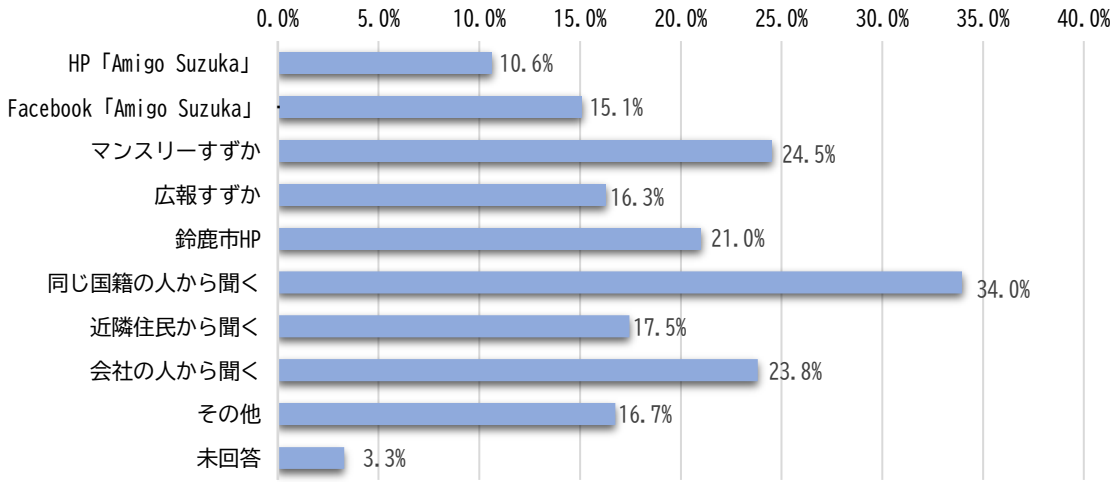

（イ） 情報の取得媒体については、「紙の情報誌」と回答した人は 29.7%と最も高い値となっており、次いで「Facebook」（28.8%）、「Web（ホームページ）」（18.6%）の順になっています。

図表８　情報の取得媒体

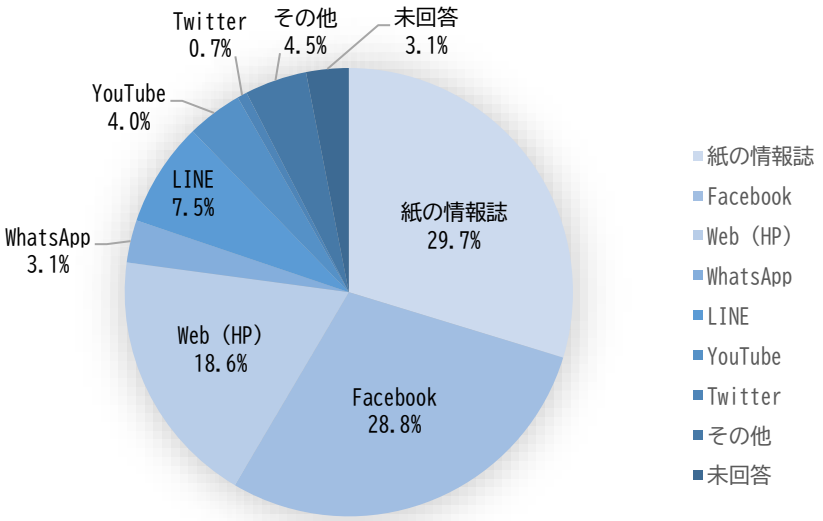

（ウ）　取得したい情報については、「生活に役立つ情報」が 80.7%、「給付金等の情報」が 71.5%、「災害・避難情報」が 59.7%と、いずれもが高い値となっており、外国人に対しても、日本人と同様に生活に密着した行政情報の発信が不可欠となっています。

図表９　取得したい情報　※複数回答あり　ｎ＝424人

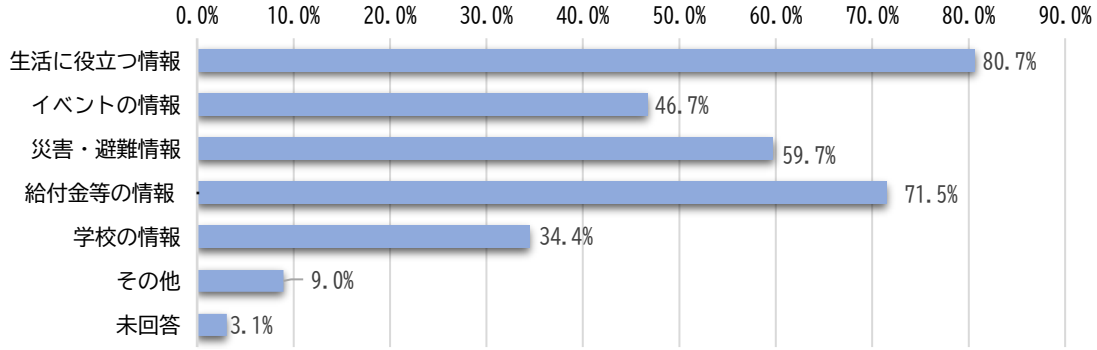

（エ）　災害時の情報取得手段として、「インターネット」を利用した情報取得が 49.8%と最も高い値となっています。

また、「Facebook」や「LINE」、「WhatsApp」などの SNS に関する回答を比較すると、「Facebook」が 23.6%と高い値を示しており、外国人への情報発信において、一定の効果があることが考えられます。

図表10　災害時の情報取得手段　※複数回答あり　ｎ＝424人

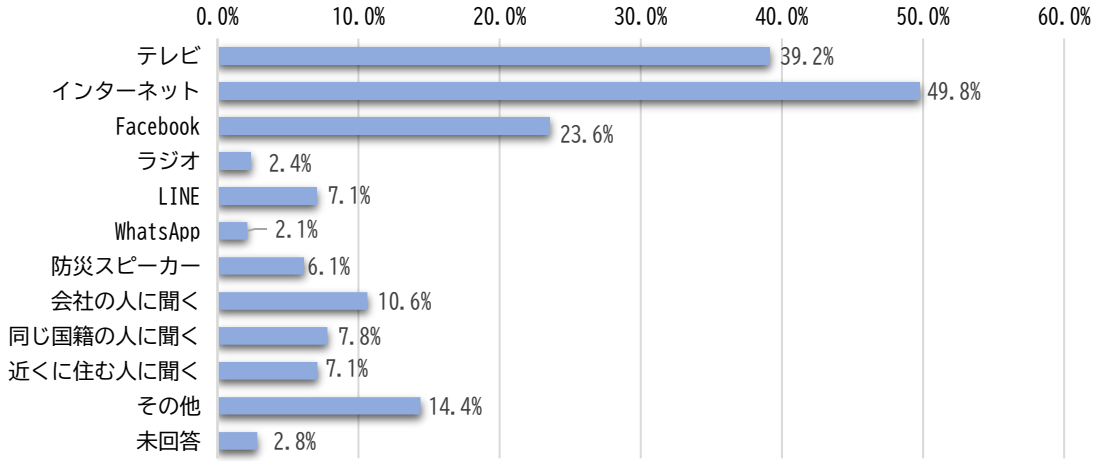

（オ） 市役所からの書類の理解度については、44.3%が「わかる」とし、「すこしわかる」と回答した 31.8%を加えると、回答者の約７割が市役所からの書類について、一定程度理解していることが分かります。

一方、この質問に対して「わからない」と回答した人は全体の２割となっており、このような人は、「家族や友達に聞く（56.6%）」、「会社の人に聞く（26.5%）」、「市役所の通訳に聞く（21.7%）」と回答しています。

図表11　市役所からの書類の理解度

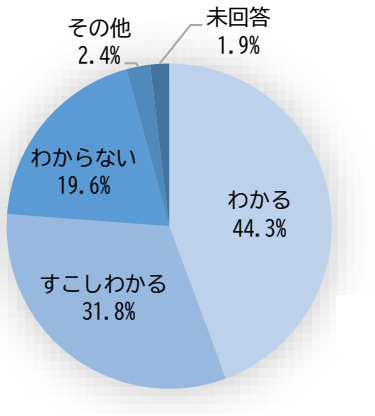

図表12　日頃の日本人との会話の有無
※複数回答　ｎ＝83人

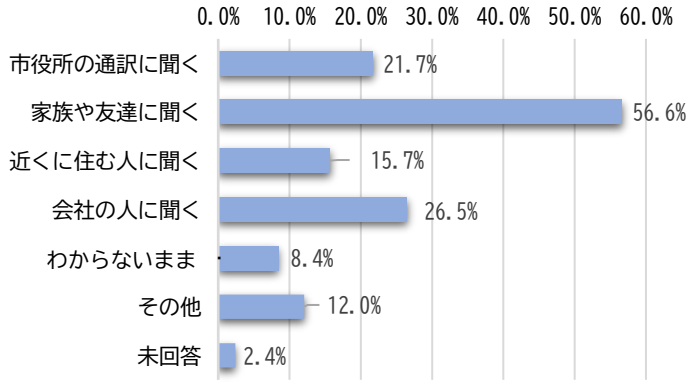

（カ） 理解が可能な言語については、それぞれの母語※に加えて、「やさしい日本語」と回答した人が 42.7%と最も高い数値を示しており、「やさしい日本語」の活用は、今後の多国籍化への対応に有効と考えることができます。

図表13　理解が可能な言語　※複数回答あり　ｎ＝424人

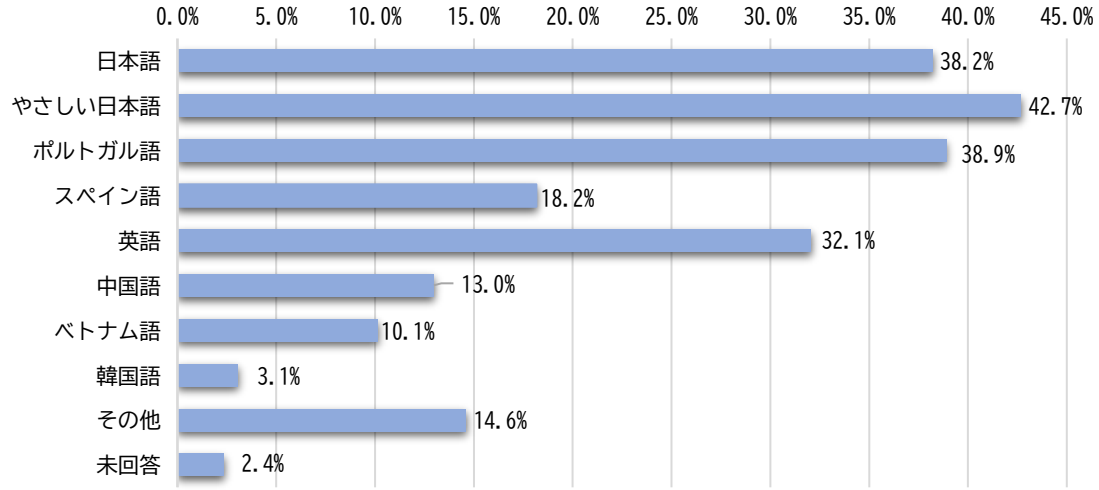

（キ） 通訳が必要な場面について、「病院」と回答した人の割合は 55.9%と最も高い値を示しており、次いで、「市役所」と回答した人の割合が 43.6%なっています。この結果から、病院等での医療通訳及び市の窓口での安定した多言語対応に高い需要があることが考えられます。

図表14　通訳が必要な場面　※複数回答あり　n＝424人

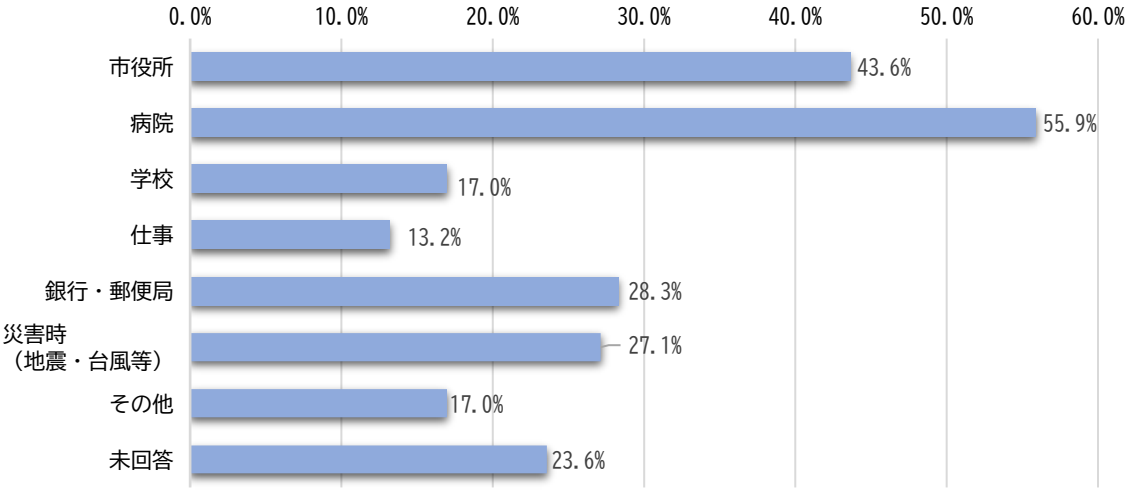

（ク） 日頃の日本人との会話の有無について、「ある」と回答した人の割合は 83.7%と高い値を示しています。このような人の日本人と会話する場面としては、「ある」と回答した人のうち、「会社」と回答した人が 76.6%と突出して高い値を示している一方で、「学校・保育園・幼稚園」や「近所」などは 1 割にも満たない値となっています。

図表15　日頃の日本人との会話の有無

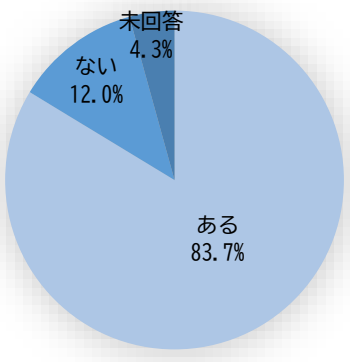

図表16　日本人と会話する場面

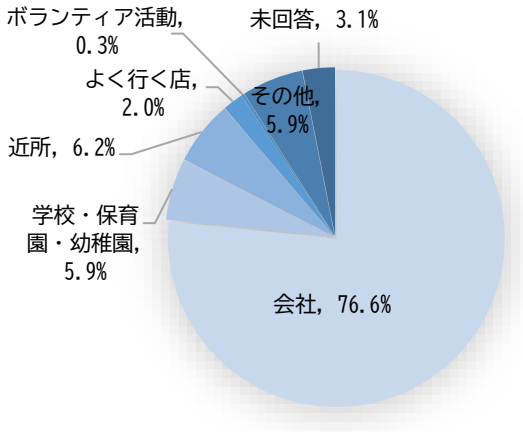

（ケ） 日本人との交流については、「地域の人と交流がしたい」と回答した人の割合は 51.7%となっており、多くの外国人が地域において日本人との交流に前向きな考えを持っていることが分かります。

図表 17　日本人との交流に対する意向

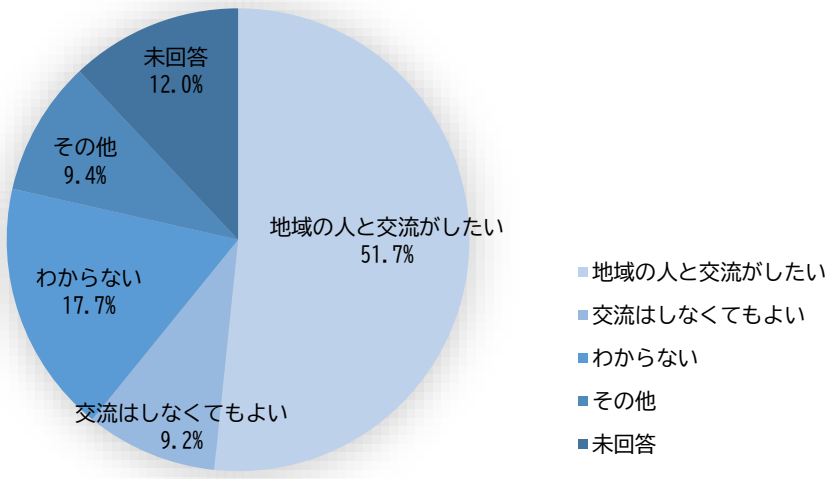

（コ） 外国人の「多文化共生社会の実現」に対する認知度としては、鈴鹿市は「多文化共生社会」になっているかとの質問に対し、「思う」あるいは「すこし思う」と肯定的な回答をした人が回答者全体の約７割となっています。

図表 18　鈴鹿市は『多文化共生社会』になっているか

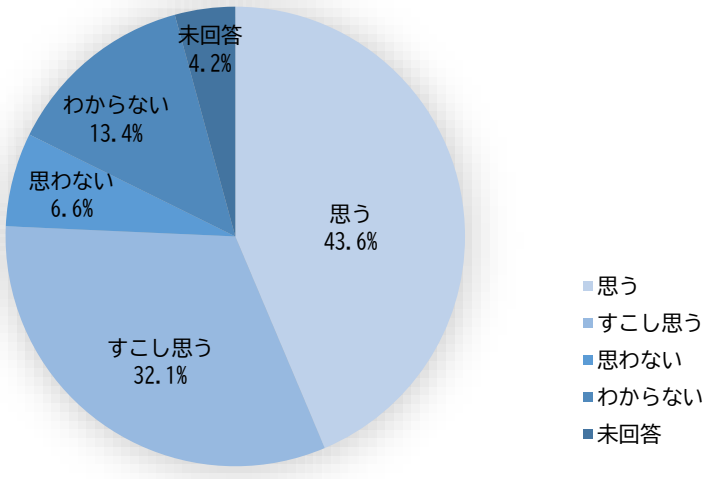

イ　日本人の回答から見える現状

（ア）　アンケート調査の回答者の約半数において「近くに外国人が住んでいる」との結果になっていますが、そのうち外国人との関わりとしては、「ほとんどない」（27.0%）、「まったくない」（39.9%）とする回答が高い値を示しており、外国人との関係の希薄さが浮き彫りとなっています。

図表 19　あなたの近くに外国人は住んでいますか

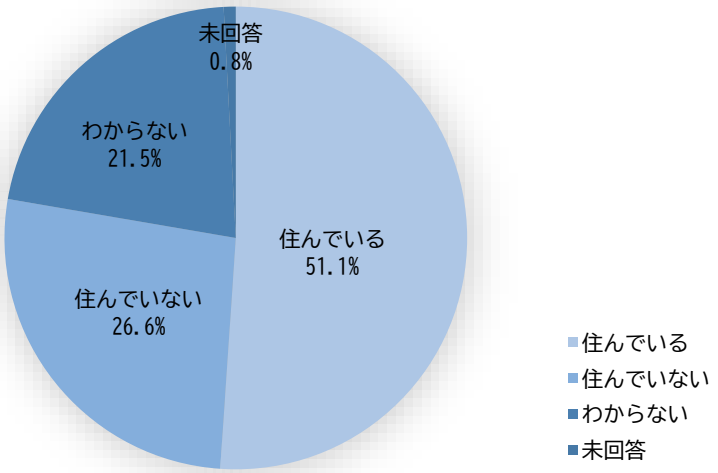

図表 20　近隣の外国人とのつきあいはありますか
※複数回答あり　n＝426 人

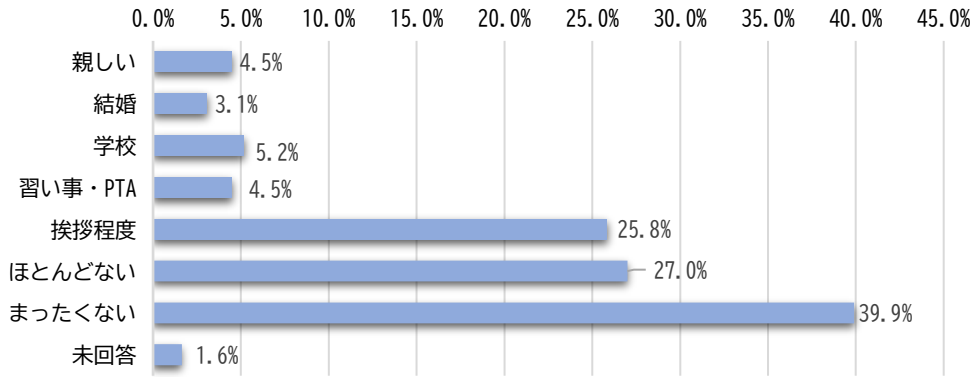

（イ） 日本人が外国人と接する機会については、回答者のうち、「仕事・職場」（27.0%）が最も高く、自治会等の地域において接する機会は１割にも満たない結果となっています。

図表 21　外国人と接する機会　※複数回答あり　n＝834 人

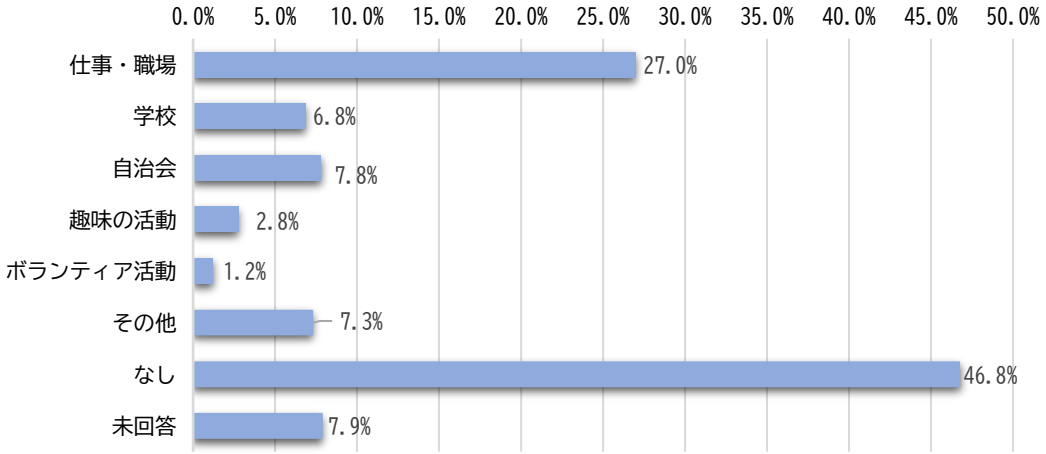

（ウ） 本市において外国人が増えることに対し、「良い」（23.9%）と回答した人が「良くない」（16.7%）と回答した人を若干上回ったものの、回答の半数以上が「わからない」（52.1%）と回答しており、日本人の多文化共生に対する実感や認識が希薄であることが分かります。

図表 22　外国人が増えることを良いと思いますか

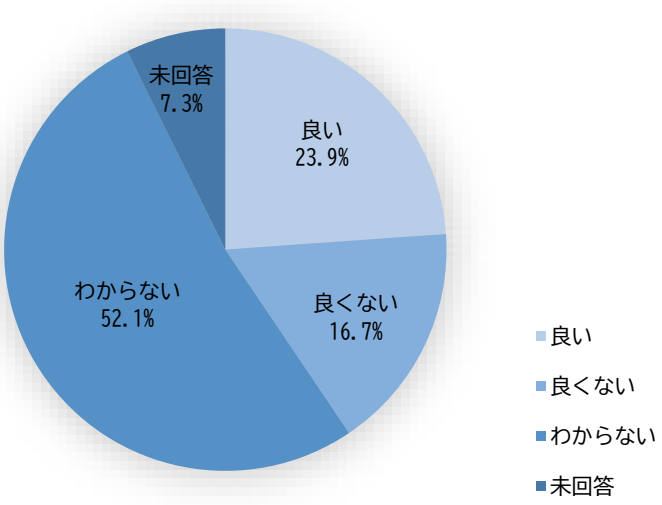

一方、外国人が増えることに対し「良い」と回答した人は、「国際理解・異文化体験の機会が増える（79.9%）」、「働き手が増える（59.3%）」、「地域の活性化につながる（51.8%）」といったことを理由として回答しています。

図表23　外国人が増えることで良くなること
※複数回答あり　n＝199人

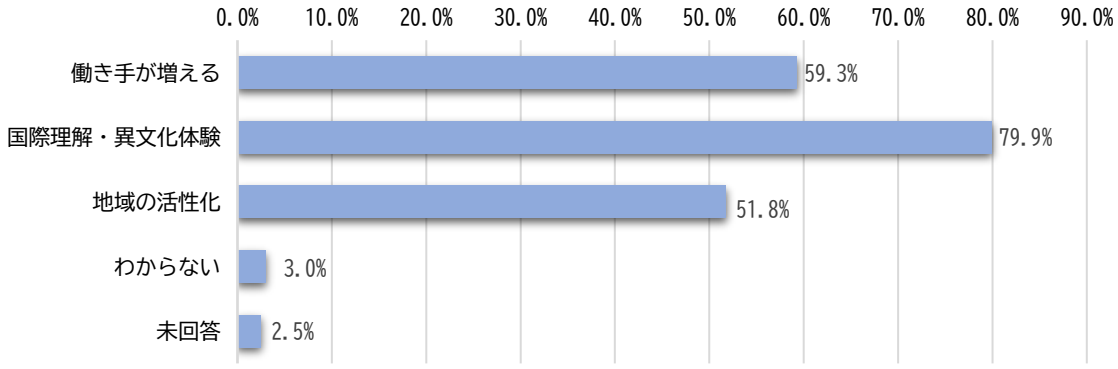

（エ）　日本人が外国人との相互理解において必要なこととして、「生活のルールを教える」との回答が 69.8%と最も高い割合を占めており、共に地域社会で暮らしていく上で、外国人の日本や地域のルールに対する認識が重要であることが分かります。

図表 24　外国人との相互理解のために地域で必要なこと
※複数回答あり　n＝834 人

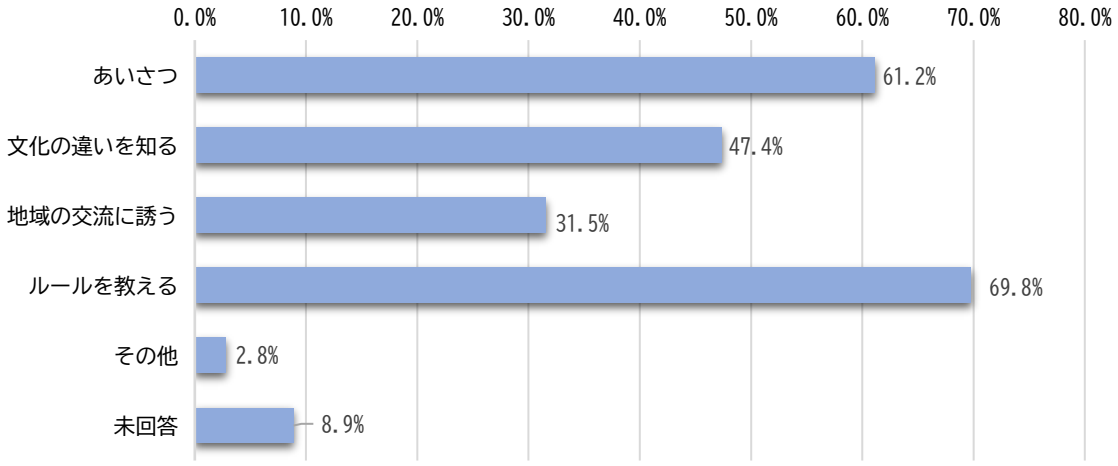

（オ） 外国人との相互理解を深める機会としては、「地域の交流（自治会活動等）」が 48.3%と非常に高い値を示しており、日本人が外国人との「地域の交流」を重要視していることが考えられます。

図表 25　外国人との相互理解を深める機会
※複数回答あり　n＝834 人

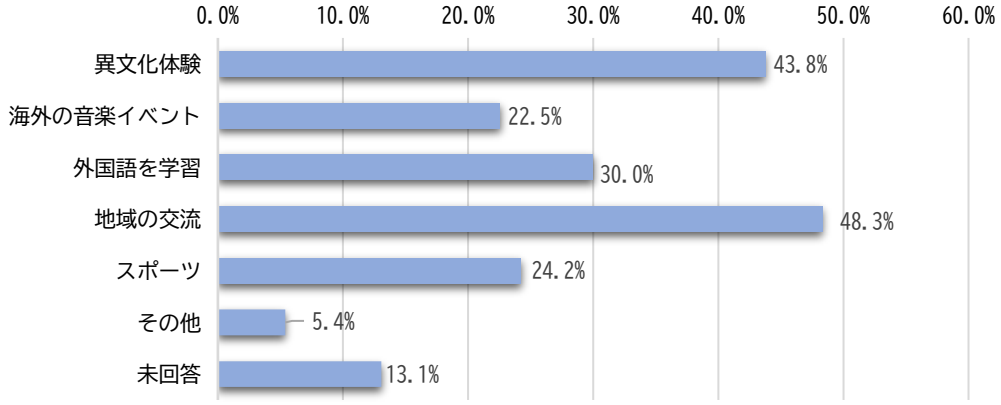

（カ） 日本人の「多文化共生社会の実現」に対する認知度は、回答者のうち肯定的な意見（「実現している」、「どちらかといえば実現している」の合計）は約 21.1%であり、同様の質問に対する外国人の回答結果のうち、肯定的な回答をした人が回答者全体の約７割を示していたのに対し、これを大きく下回っています。

図表 26　多文化共生は実現しているか

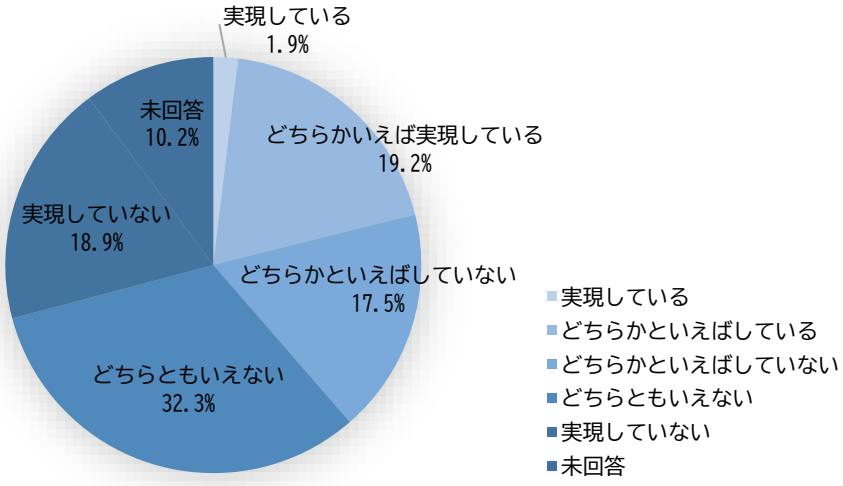

３　指針によるこれまでの取組とその評価

2011（平成 23）年３月に策定した指針では、「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、「コミュニケーション支援」、「生活支援」及び「多文化共生の地域づくり」、これら３つを施策の柱として多文化共生の推進に取り組みました。

これまでの主な取組の内容は次のとおりです。

(1)　多文化共生社会の実現に向けた取組

ア　コミュニケーション支援

■ 的確な情報提供の推進
・多言語による広報誌「マンスリーすずか」の発行（鈴鹿国際交流協会） ・高機能消防指令システムの外国語応答機能を使用した外国人市民からの通報への対応
■ 情報伝達網の構築と活用の推進
・市ホームページ及び Facebook における多言語ページ「Amigo Suzuka」※の開設（2020（令和２）年 10 月から） ・外国人向け多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」※の配信（2023（令和５）年４月から）
■ わかりやすい情報提供の推進
・庁内全体での外国人市民宛ての案内文書、各種申請及び届出等に係る書類の多言語化
■ 社会制度、文化や習慣を理解するための環境づくり
・多言語による『不法投棄禁止看板』及び『ごみ集積所看板』の作成及び配布 ・『ごみ収集カレンダー』及び『家庭ごみの分け方・出し方』の多言語化
■ 相談体制の充実
・窓口での外国人市民への相談対応時における「三者通訳タブレット」の活用 ・新型コロナウイルス感染症対策として、市の窓口に来庁することなく、多言語で行政への相談ができるよう電話による三者通訳サービスを整備 ・外国人のための行政書士相談（月１回）の実施（無料） ・児童相談等の各種相談時の多言語対応及びチラシ・パンフレット等の多言語化
■ 日本語の習得に関する環境整備
・日本語教室に対する補助金交付による運営支援 ・日本語ボランティア養成講座の実施（鈴鹿国際交流協会）

■ 通訳の充実
・ポルトガル語及びスペイン語通訳の配置 ・外国人観光客、留学生等からの 119 番通報対応と災害現場での円滑な対応を目的とした三者間同時通訳サービスの活用 ・通訳などの外国人支援ボランティアのネットワークづくり（鈴鹿国際交流協会）

イ　生活支援

■ 教育環境の充実
・市内の各小中学校での国際教室と在籍学級との連携による JSL 児童生徒※（日本語が第二言語である児童生徒）にとってわかりやすい授業づくり ・母語支援の必要な外国人児童生徒※等に対する支援員の派遣 ・国際教室の担当者によるネットワーク会議等における研修の実施 ・外国語の絵本及び一般書の配置による外国人市民の図書館利用の促進
■ 居住環境の改善
・多言語による市営住宅入居申込の案内と市営住宅入居募集における抽選会の実施 ・三重県居住支援連絡会の構成団体として、民間賃貸住宅相談会の開催など「あんしん賃貸支援事業」を実施
■ 就労環境の改善・就業機会の確保
・日系人就労準備研修に係る会場確保の支援及び外国人技能実習制度で滞在する外国人技能実習生に対する消防や防災、ごみの出し方、生活マナー、鈴鹿市の産業に関する講習の実施
■ 医療、保健（険）・福祉の情報提供の充実
・各種制度のしおりや申請書等の多言語化 ・障害福祉サービス、国民年金、国民健康保険、医療費助成等に係る案内文書の多言語化 ・母子健康手帳の多言語化及び１歳６か月児健康診査等における通訳の配置 ・がん検診無料クーポン券事業、歯周病検診事業に係る個人宛通知の多言語化
■ 防災対策の推進
・防災マップ、避難所案内看板の多言語化 ・「避難所で使える外国語表示シート集」の作成及び避難所開設袋（避難所派遣職員が各避難所へ持参）への装備 ・大規模災害時における外国人への広報活動等に関する公益社団法人青年海外協力協会との協定締結（2013（平成 25）年４月）

ウ　多文化共生の地域づくり

■ 人権尊重の意識の高揚
・各種イベントにおけるパネル展示等による啓発事業の実施 ・多文化共生に関する記事の「広報すずか」情報館への掲載
■ 地域住民の意識の高揚
・公民館出前講座等の実施 ・異文化理解を促進するための講座等の実施（鈴鹿国際交流協会）
■ 交流活動の充実
・「国際交流フェスタわいわい春まつり」の実施（鈴鹿国際交流協会）
■ 外国人市民の意見把握
・指針進捗状況及び外国人市民の現状や課題のためのアンケート調査の実施

（2） 外国人集住都市会議を通じての取組

外国人集住都市会議は、1990（平成２）年の入管法の改正を契機とし、南米の日系人を中心に外国人が急増し、地域における「生活者」として外国人の就労、教育等に関する課題が顕在化したことを受け、2001（平成 13）年、静岡県浜松市の呼びかけにより設立されました。

当会議による主な取組は、会員都市間における外国人施策に関する意見交換と情報共有、課題解消に向けた調査研究及び国等への外国人施策に関する提言であり、2009（平成 21）年１月の内閣府における定住外国人施策推進室の設置や 2012（平成 24）年７月の外国人住民に係る住民基本台帳※制度施行（外国人登録制度※の廃止）など、一定の成果を挙げています。

本市は、当会議の設立当初から参画し、近年においては、2020（令和２）年度及び 2021（令和３）年度に会議の座長となり、2021（令和３）年４月には、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により地方自治体や医療機関が抱える課題の改善に向け、会員都市の意見等を集約した「提言書」を、出入国在留管理庁と厚生労働省に提出するとともに、2022（令和４）年１月には、「外国人集住都市会議 SUZUKA2021」を開催し、地方が直面する課題の解決に向けた関係省庁への提言として「SUZUKA 宣言」を行いました。

（3） 国際理解の促進に向けた取組

本市では、1990（平成２）年における入管法の改正以降、外国人市民の人口が急激に増加し、地域においては外国人市民による「ごみの出し方」や「夜間の騒音」など、文化、習慣及びことばの違いから様々な課題が生じる中、日本語教室などのボランティア団体の活躍や、外国人市民を支援するNPOが設立されるなど、市民レベルでの多文化共生に向けた取組が進みました。

これらの取組は、単に外国人市民の定住生活を支援するばかりでなく、多文化共生の推進の根本となる「外国人市民と日本人市民が互いの文化や習慣などを理解し尊重すること」、つまり「国際理解」にも通じており、本市ではこうした取組が土台となり、これに行政や鈴鹿国際交流協会が連携し、市民の国際理解に対する意識が醸成されてきました。

このような市民の国際理解の促進に向けた取組は、現状においても、行政による地域での啓発活動をはじめ、日本語ボランティアによる日本語教室の運営、外国人市民の居住地区での外国人市民と日本人市民の交流の場の創出、さらには鈴鹿国際交流協会による「国際交流フェスタわいわい春まつり」や国際理解講座等が実施されるなど活発に展開されており、今後もそれぞれの担い手が連携し、国際理解に向けた取組の維持とともに、更にその充実化を図っていく必要があります。

また、本市においては、多文化共生の推進を念頭にした友好都市との交流事業にも取り組んでいます。

1990（平成２）年５月にフランス共和国のル・マン市※と「友好協力協定」を結び、主に文化及びスポーツを通じて友好関係を深めるとともに、2013（平成 25）年には、本市がミャンマーの第三国定住難民受入事業を進めていることをきっかけとし、同市及びスウェーデン王国のユースダール市の三都市間で「地域共生と世界平和に関する共同宣言」を行いました。

また、1991（平成３）年８月、アメリカ合衆国オハイオ州ベルフォンテン市※と「友好協定」を結び、これまでの間、青少年相互交流を主要事業として取り組み、本市の多くの青少年が異文化に触れるとともに、ベルフォンテン市から青少年を受け入れる際には、市内の小・中学校での交流事業やホームステイなどによる市民レベルでの交流が進むなど、国際感覚の豊かな人材育成と国際理解の促進に取り組んでいます。

（4） 指針による取組の評価

本市は、2011（平成 23）年３月に指針を策定し、外国人市民への多岐にわたる情報や行政サービスの提供、多文化共生の地域づくりのための啓発事業など、本市における多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

指針については、策定から５年が経過した 2016（平成 28）年、指針の検討委員会委員長であった名城大学外国語学部アーナンダ・クマーラ学部長（当時）にその見直しの必要性等に関する検証を依頼し、「鈴鹿市における外国人を取巻く状況や同指針の進捗状況を検証した結果、現時点での指針の見直しは要しない」との評価を受けました。

このようなことから、それ以降においても指針に掲げる施策を継続的に推進するとともに、外国人市民の多国籍化に対応するための措置など、国の動向や本市における状況の変化の把握に努めながら、必要に応じた柔軟な対応を図ってきました。

また、友好都市などの国際交流事業をはじめ、外国人市民と日本人市民の交流イベントの実施、さらには市民の国際貢献活動に対する関心が深められる環境づくりを図り、市民の多様な文化や価値観への理解の促進にも努めてきました。

このような多文化共生社会の実現に向けた取組は、行政だけでなく、公益財団法人鈴鹿国際交流協会などの関係団体、市民、ボランティアや NPO などの地域活動団体、さらには事業所など、様々な担い手がそれぞれの役割を着実に果たしてきたことによって推進できたものであり、このことによって市民の多文化共生に対する意識の向上が図られました。

本市では、指針の策定と時を同じくして「第三国定住難民」を受け入れました。地域での難民家族の受入れは、国際関係機関から一定の評価を受けており、就労先である事業者をはじめとし、保育所、小中学校、地域の住民などによって連携した取組ができたことは、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識や異文化理解が高まる大きな機会となりました。

４　本市における課題

本市は、指針策定以降、多文化共生につながる様々な取組を総合的に進め、多文化共生社会の実現に一定の成果が得られましたが、近年は、国による在留資格に関する制度の改変も相まって、本市においてもアジア圏からの外国人によって「人口の増加」と「多国籍化」が顕著となっており、多文化共生の推進に新たな局面を迎えようとしている中、本市における多文化共生社会の実現に向けて、次のとおり４つの課題が浮かび上がります。

■ 課題１
外国人人口の増加と多国籍化を踏まえた多言語による情報発信と相談体制の構築

多国籍化が進む中、外国人市民に対する情報発信や相談体制における多言語化への対応は引き続き重要であり、やさしい日本語の効果的な活用も着実に図りながら、外国人市民が地域において生活を送る上で必要な行政情報や生活情報を確実に届ける手段を拡充する必要があります。

■ 課題２
大規模な災害発生時における外国人市民に対する情報発信と支援体制の整備

大規模災害の発生を想定した場合、課題１の外国人市民に対する多言語による情報発信においては、災害発生時における多言語での情報発信など、外国人市民の安全・安心につながる支援体制の構築が急務となっています。

■ 課題３
外国人市民の就労や地域での安定的な生活の確保に向けた日本語習得環境の拡充

今後は外国人材の受入れがますます活発化することが想定され、外国人市民が就労においても、地域での「生活者」としても、日本語の習得が外国人市民の安定的な生活の確保にとって重要であることから、地域における日本語教室など日本語を学ぶことができる環境も拡充しなければなりません。

■ 課題４
外国人市民及び日本人市民の多文化共生に対する意識の共有化

多文化共生の地域づくりに向けては、市民の多文化共生に対する意識の醸成を図る取組として、これまで地域において出前講座を実施するなど様々な取組を推進し

てきました。
　しかしながら、鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート調査の結果から、日本人市民の「多文化共生社会の実現」に関する回答として、肯定的な意見（「実現している」、「どちらかといえば実現している」の合計）は約 21.1%と低調なものとなりました。この結果は、外国人市民の回答結果（75.7%）と比較して極めて低く、外国人市民と日本人市民の多文化共生に対する意識に大きな違いが見られることから、日本人市民への多文化共生に対する意識を醸成し、外国人市民と日本人市民双方の多文化共生に対する意識の共有化を図っていくことが課題となっています。
　今後は、更に効果的な啓発手法を検討するとともに、外国人市民と日本人市民の交流機会の確保や、外国人市民が地域社会の構成員として地域づくりに参画し、活躍できる環境を整えていかなければなりません。

【再掲】図表 18　鈴鹿市は『多文化共生社会』になっているか
≪外国人の回答≫

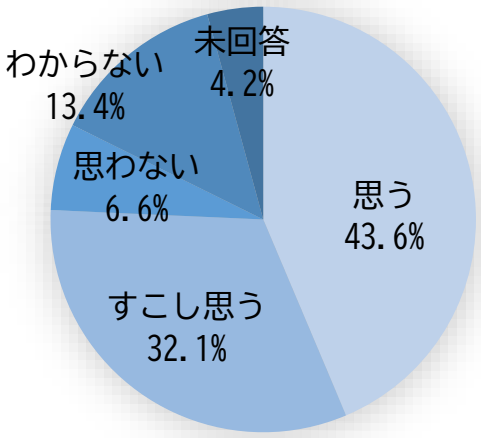

【再掲】図表 26　『多文化共生社会』は実現しているか
≪日本人の回答≫

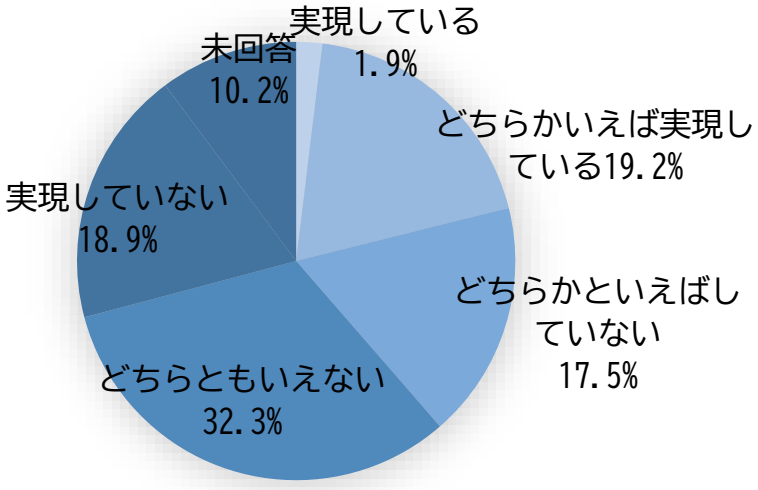

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本的な視点

本市における多文化共生施策を推進するに当たり、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、本計画の基本的な視点は次のとおりとします。

（1）　社会情勢の変化など外国人市民を取り巻く状況への適応
（2）　多様性と包摂性のある地域社会の実現
（3）　デジタル化の進展への対応
（4）　気象災害の激甚化への対応
（5）　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

２　ＳＤＧｓとの関連性

2015（平成 27）年の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

本計画も、この「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、「誰一人取り残さない」多文化共生の地域づくりを推進します。

３　基本理念

指針で掲げていた基本理念「互いの文化的なちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」は、本市に暮らす様々な国籍、民族や文化的背景をもった人々が、互いのちがいやそれぞれの多様性を尊重し合いながら、地域社会の構成員として受け入れられ、参画し、活躍できる「多文化共生社会」の実現に向けた根本的な考え方を示しています。

また、この考え方は、外国人市民を取り巻く状況にいかなる変化が生じても変わるものではありません。

このようなことから、本計画においてもこの基本理念を引き継ぎ、更なる施策の展開を図ります。

互いの文化的ちがいを認め合い、

誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり

４　計画の目標指標

「多文化共生社会の実現」について肯定的な回答が増加することは、多様性と包摂性のある社会の実現につながるため、次の指標により基本理念の達成状況を測定します。

多文化共生に関するアンケート「多文化共生社会が実現しているか」の回答割合（外国人市民及び日本人市民の肯定的な回答の合計値）			
現状値 2022（令和４）年度	41.0 ％	目標値 2031（令和 13）年度	70 .0 ％

5　施策の体系

本計画は、本市における多文化共生社会の実現に向けて、３つの「基本の柱」のもと、10 の「施策の方向」を設定し、具体的な施策に取り組みます。

基本理念	互いの文化的ちがいを認め合い、 誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり

基本の柱	施策の方向
(1) 円滑なコミュニケーション支援の促進	①行政・生活情報の多言語化及び「やさしい日本語」の活用
	②日本語学習機会の整備
(2) 安心して暮らせる環境づくり	①ライフステージに合わせた途切れのない支援
	②適正な労働環境の確保
	③災害時等の支援体制の整備
	④医療サービスの提供
	⑤住宅確保のための支援
	⑥相談体制の充実
(3) 多文化共生の地域づくり	①多文化共生の意識啓発
	②地域参画の促進

第４章　施策の展開

１　具体的な施策

本章では、「第３章　５　施策の体系」における「施策の方向」を構成する 31 の具体的な施策とともに、これらのうち、特に重点的に推進する施策を示します。

（1）　円滑なコミュニケーション支援の促進

行政や生活に関する情報発信において「多言語化」及び「やさしい日本語の活用」を図ることで、「言葉の壁」を解消し、円滑なコミュニケーション実現に向けた支援を促進します。

また、外国人市民の日本語能力が向上し、円滑なコミュニケーションが可能となるよう、「地域の日本語教室」及び「就労における日本語学習」双方の面で、外国人市民が日本語を習得できる環境を整備します。

関連する SDGs のゴール

施　　策	取組内容	実施主体
①　行政・生活情報の多言語化及び「やさしい日本語」の活用		
【No１】（重点施策Ⅰ）多言語による情報提供	外国人市民が必要な情報を母国語で理解できるよう、提供する情報の多言語化に取り組みます。	全所属
【No２】（重点施策Ⅰ）「やさしい日本語」の活用の促進	外国人市民に対する情報提供や窓口での対応等において「やさしい日本語」を活用します。 また、庁内だけでなく、地域において研修会を実施し、「やさしい日本語」の活用の促進に取り組みます。	全所属

※施策 No１及び施策 No２を合わせて「重点施策Ⅰ」とします。

【No３】 一元的相談窓口における多言語対応	通訳職員の配置のほか、ICT を活用した電話や映像通訳の導入などによる多言語対応及び関係機関との連携により、外国人市民のための一元的相談窓口の充実を図ります。	市民対話課 鈴鹿国際交流協会
【No４】 外国人向け HP・SNS 等の充実	多言語翻訳に対応したホームページや SNS 等を活用することで、より多くの外国人市民に正確かつ迅速な情報提供を行います。 また、情報紙などについても、デジタル技術を活用し、多言語化に取り組みます。	情報政策課 市民対話課

施　　策	取組内容	実施主体
②　日本語学習機会の整備		
【No５】（重点施策Ⅱ） 日本語教室の運営支援	外国人市民の日本語を習得する環境を確保するため、地域における日本語教室の運営を支援します。 また、日本語教室の運営の安定化を図るため、「初級日本語教室」の設置及び運営、並びに鈴鹿国際交流協会と共に「日本語ボランティア養成講座」を実施します。	市民対話課 鈴鹿国際交流協会 地域の日本語教室
【No６】（重点施策Ⅲ） 就労における日本語学習機会への支援	外国人市民の就労や外国人従業員の日本語習得促進等について、事業所等の理解・協力を求めていきます。	産業政策課 市民対話課 事業所

※施策 No６、施策 No13 及び No14 を合わせて「重点施策Ⅲ」とします。

（2） 安心して暮らせる環境づくり

外国人市民が地域社会で安心して生活していくためには、子育て、教育、就労及び医療などにおいてライフステージに合わせた途切れのない支援を実現する必要があることから、関係各機関と連携し、各施策を進めます。

また、平時だけでなく、有事の際も安心した生活を送ることができるよう、災害時における外国人支援のための体制整備及び啓発活動等を進めます。

関連する SDGs のゴール

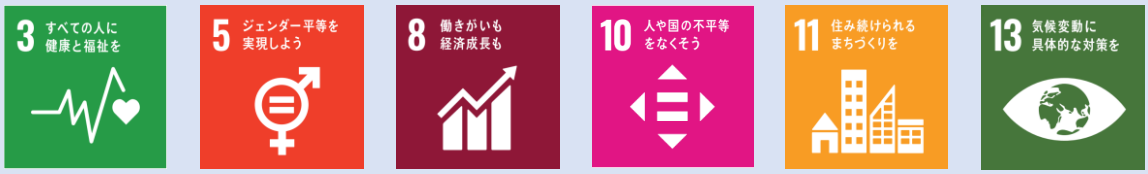

施　　策	取組内容	実施主体
①　ライフステージに合わせた途切れのない支援		
【No７】【乳幼児期】 母子保健対策事業と保育所（園）における多言語対応の促進	・多言語による母子健康手帳の交付及び各種検診における多言語対応に取り組みます。 ・安全で適切な保育のため、外国人コーディネーターの巡回や外国人加配保育士等の配置により、相談対応や翻訳などを行い、コミュニケーションの円滑化を進めます。	健康づくり課 子ども育成課
【No８】【乳幼児期】 保護者に向けた育児支援や相談	親子が共に安心して園生活を送り、途切れなく就学につなげるための支援や相談を多言語で行います。	子ども政策課 子ども育成課 子ども家庭支援課
【No９】【子ども期】 外国人児童生徒や保護者に対する就学・進路支援	・一人ひとりの日本語能力に応じた指導を進めるとともに、外国人児童生徒の受入れ体制の強化に取り組みます。 ・日本語による学習効果を高めるため、外国人児童生徒支援員等を配置・派遣し、各学校での日本語教育等を支援します。	教育支援課

	・学習支援等のために教育委員会事務局に通訳を配置し、必要に応じて各学校に派遣します。 ・高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人市民の子供やその保護者に対して早い時期からの就学ガイダンス・進路ガイダンス・進路相談等の実施を推進します。 ・就学、進路保障を促進するため、来日間もない児童生徒及び不登校の状態にある児童生徒の日本語指導・適応指導を通じた復帰の支援など、必要なサポートを行います（過年度生含む）。	
【No10】【青年期】 進路指導の充実	高等学校及び高等教育機関における就職や進路に関するガイダンス等の実施により、進路指導の充実を図ります。	高等学校 高等教育機関 NPO
【No11】【成人期】 外国人市民（留学生を含む）の地域における就業機会の確保	関係機関と連携して、就労情報の周知や地域と事業所とのマッチング支援事業の開催等により、就労機会の確保に取り組みます。	産業政策課 市民対話課 事業所
【No12】【老年期】 外国人市民の高齢化への対応	外国人市民の高齢化に対応できるよう、多言語による情報発信等に取り組みます。	長寿社会課

※各年代については、【幼児期】概ね５歳まで、【子ども期】概ね６～14 歳、【青年期】概ね 15～20 代前半、【成人期】概ね 20 代後半～64 歳、【老年期】65 歳以上

施　　策	取組内容	実施主体
②　適正な労働環境の確保		
【No13】（重点施策Ⅲ） 事業所に対する多文化共生推進のための啓発	多文化共生や外国人雇用に関する啓発を推進します。 また、関係機関と連携し、事業所からの雇用や働き方等に関する相談に対応します。	産業政策課

【No14】(重点施策Ⅲ) 外国人材の雇用に関する情報提供	関係機関と連携して、外国人市民を対象とした職業能力開発や労働についての情報提供を推進します。 また、企業説明会の開催等、外国人市民の就職支援事業を実施します。	産業政策課 市民対話課

※施策 No６、施策 No13 及び No14 を合わせて「重点施策Ⅲ」とします。

施　　策	取組内容	実施主体
③　災害時等の支援体制の整備		
【No15】(重点施策Ⅳ) 多様な防災情報伝達手段の活用	正確に情報が伝わるよう、「やさしい日本語」をはじめ多言語対応により、ホームページやＳＮＳなど多様な情報伝達手段を活用した防災情報の提供を行います。	防災危機管理課 地域医療推進課 市民対話課 鈴鹿国際交流協会
【No16】 外国人市民を対象とした防災研修会・訓練等の実施	地域、学校、事業所等と連携し、防災研修会や防災訓練を実施します。	防災危機管理課
【No17】 多言語災害ボランティアの養成	鈴鹿国際交流協会と連携し、災害時の情報伝達について、外国人市民に対して円滑に情報発信ができるよう「多言語災害ボランティア」の体制整備を進めます。	市民対話課 鈴鹿国際交流協会
【No18】 災害時等における外国人支援のための体制整備	外国人集住都市災害時相互応援協定による都市間連携とともに、鈴鹿国際交流協会等の関係機関と連携し、災害発生時において外国人被災者に対し多言語支援が実施できるよう体制を整備します。 また、災害時のあらゆる場面における多言語対応を図るため、ICT 等のデジタル技術を活用した体制を整備します。	防災危機管理課 市民対話課

【No19】 救急・火災時の通報訓練の実施	外国人市民による緊急時の通報は、より丁寧な聴き取りを要するため、通報マニュアルの作成、通報訓練の実施に取り組みます	情報指令課
【No20】 交通安全・防犯啓発の推進	関係機関と連携し、交通安全教室や防犯講座等を開催するなどして、情報発信や啓発に取り組みます。	交通防犯課

施　　策	取組内容	実施主体
④　医療サービスの提供		
【No21】 医療制度の多言語による周知	各種制度（サービス・負担金等）の周知を図り、必要なサービスを受けることができるよう、「やさしい日本語」、さらには多言語対応に取り組みます。	地域医療推進課
【No22】 医療相談体制の充実	関係機関と連携しながら、医療に関する多言語対応による相談体制の充実に取り組みます。	地域医療推進課

施　　策	取組内容	実施主体
⑤　住宅確保のための支援		
【No23】 市営住宅の入居支援と居住支援	市営住宅の入居募集に伴う申込の周知と受付、さらには入居後、ほかの入居者や地域と円滑に暮らすための支援を多言語で行います。	住宅政策課
【No24】 三重県居住支援連絡会との連携	外国人市民に対する入居差別の解消に向け、三重県居住支援連絡会との連携を強化します。	住宅政策課 市民対話課

施　　策	取組内容	実施主体
⑥　相談体制の充実		
【No25】（重点施策Ⅴ）関係機関と連携した横断的な相談体制の充実	外国人市民が個人で悩むことなく、本市において安心した生活が送れるよう、関係機関が横断的に連携し、情報交換が行える体制を整備することにより、相談体制の充実を図ります。	市民対話課 鈴鹿国際交流協会 鈴鹿市社会福祉協議会 NPO ボランティア団体

（3）　多文化共生の地域づくり

外国人市民と日本人市民が互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくりが実現するよう、多文化共生をテーマにしたセミナーや国際交流協会等と連携した様々なイベントなどを実施することにより、多文化共に対する意識の醸成を図ります。

また、外国人市民の地域における活動への参加を促進するため、自治会や地域づくり協議会等の関係団体への働きかけとともに、地域でキーパーソンとなる人材を発掘し、地域において多様な交流機会の創出ができるよう取り組みます。

関連する SDGs のゴール
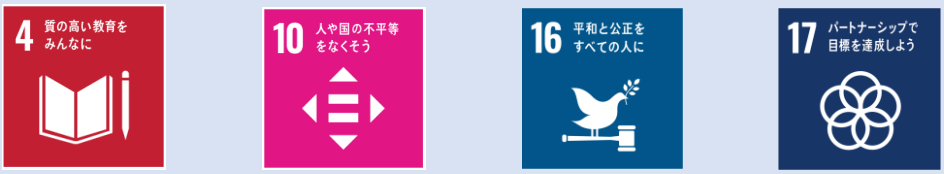

施　　策	取組内容	実施主体
①　多文化共生の意識啓発		
【No26（重点施策Ⅵ）】地域住民に向けた多文化共生意識の醸成	多文化共生をテーマにしたセミナーや出前講座を実施するほか、外国人市民と日本人市民が交流できる機会の創出、さらには友好都市をはじめとする海外都市との交流を通じ、市民一人ひ	市民対話課 鈴鹿国際交流協会

	とりの異文化への理解を促進し、多文化共生に対する意識の醸成を図ります。	
【No27】 人権の視点に立った多文化共生の啓発	広報紙やホームページ、イベント等を通じて、外国人を含めた人権に対する啓発を実施します。	人権政策課 市民対話課

施　　策	取組内容	実施主体
②　地域参画の促進		
【No28】 生活ルールの理解や義務の遂行に向けた啓発	外国人市民が、本市で生活するためのルールや義務を理解し、地域において円滑に生活ができるよう、庁内の関係所属と連携し、研修会等の実施による啓発事業に取り組みます。	市民対話課
【No29】 自治会活動等交流の場への参加啓発	自治会や地域づくり協議会、NPO、ボランティア等の活動に参加し、地域とのつながりを深めていけるよう、働きかけを行います。	地域協働課 市民対話課 NPO 鈴鹿市社会福祉協議会
【No30】 地域における相互理解を図る人材の育成と活用	地域で活躍する外国人市民や留学生をキーパーソンとして発掘し、広報ツールやイベント等で紹介するとともに、多様な能力を地域の活性化に活かす機会の創出に取り組みます。	地域協働課 市民対話課 鈴鹿国際交流協会
【No31】 外国人市民の意見反映の推進	相談窓口で寄せられた声やアンケート結果等から外国人市民のニーズを把握し、積極的に多文化共生施策の充実化を図ります。 また、外国人集住都市会議への参画等を通じ、国等に制度の改善の働きかけを行います。	市民対話課

２ 重点的に推進する施策

具体的施策として掲げた中でも、「第２章 ５本市における課題」及び「第３章 計画の基本的な視点」を踏まえ、本計画において特に重点的に推進する６つの施策を「重点施策」として位置付けます。

重点施策Ⅰ
【No1】多言語による情報提供
【No2】「やさしい日本語」の活用の促進

重点施策Ⅱ
【No５】日本語教室の運営支援

重点施策Ⅲ
【No６】就労における日本語学習機会への支援
【No13】事業所に対する多文化共生推進のための啓発
【No14】外国人材の雇用に関する情報提供

重点施策Ⅳ
【No15】多様な防災情報伝達手段の活用

重点施策Ⅴ
【No25】関係機関と連携した横断的な相談体制の充実

重点施策Ⅵ
【No26】地域住民に向けた多文化共生意識の醸成

重点施策Ⅰ　【No１】多言語による情報提供
【No２】「やさしい日本語」の活用の促進

外国人市民も含めた全ての市民が行政や生活に関する情報を取得できるためには、「言葉の壁」を解消することが必要です。

また、「やさしい日本語」は、日本人市民が外国人市民に対し情報等を伝達するための手段であるばかりでなく、外国人市民にあっては日本語に触れるきっかけになり、円滑なコミュニケーションのための効果的な手段となることから、その活用は重要です。

このため、全ての所属において、発送文書（封筒及び広報媒体含む）の「多言語化」や「やさしい日本語」の活用を進めるとともに、窓口等における「やさしい日本語」による対応を推進します。

重点施策Ⅰ　活動指標（所属／年）				
各所属が実施する事業において、「多言語化」や「やさしい日本語」の活用により文書（封筒及び広報媒体含む）を発送した所属の数				
現状値 2022（令和４）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度	2026（令和８）年度	2027（令和９）年度
20 所属	25 所属	30 所属	35 所属	40 所属

実施主体	全所属
具体的な取組	【多言語対応を要する所属の調査等】（全所属） 各所属の多言語対応等の多文化共生の推進に関する取組を調査し（毎年度４月時点）、全庁的な取組の状況を把握します。 ********** 【文書・封筒等の「多言語化」や「やさしい日本語」の活用】（全所属） 全ての所属を対象に、外国人市民宛てに発送する文書及び封筒等の「多言語化」、「やさしい日本語」の活用を促進します。 ********** 【「やさしい日本語」に関する研修の実施】（全所属） 窓口等における外国人市民への対応において、「やさしい日本語」を積極的に活用できるよう、全所属を対象とした「やさしい日本語」に関する啓発を行うとともに、多文化共生推進庁内会議※を構成する所属を対象に、「やさしい日本語」に関する研修を実施します。

重点施策Ⅱ　【№５】日本語教室の運営支援

外国人人口の増加と多国籍化の進展が見られる中、ボランティアによって運営されている地域の日本語教室においては、ボランティアの高齢化とともに、学習者の急増が顕著となっており、今後における継続的な学習体制の維持が難しい状況となっています。

このような背景を踏まえ、今後も外国人市民が日本語を学ぶことができる環境を整備していくため、地域の日本語教室の安定的な運営が可能となる施策を講じるとともに、鈴鹿国際交流協会と協働して学習体制を拡充します。

重点施策Ⅱ　活動指標（人／年）				
地域の日本語教室における年間の受講者数				
現状値 2022（令和４）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度	2026（令和８）年度	2027（令和９）年度
84 人	90 人	95 人	100 人	100 人

実施主体	【市】市民対話課 【その他】鈴鹿国際交流協会、地域の日本語教室
具体的な取組	【初級日本語教室の開設】（市民対話課、鈴鹿国際交流協会、地域の日本語教室） 今後の外国人市民の動向を見据え、既存の地域の日本語教室の安定的な運営を確保するため、鈴鹿国際交流協会及び地域の日本語教室と緊密に連携し、外国人市民の新たな日本語学習の場として「初級日本語教室」の設置及び運営に取り組みます。 ********** 【日本語ボランティア養成講座の実施】（市民対話課、鈴鹿国際交流協会） 地域の日本語教室の安定的かつ継続的な運営を確保できるよう、鈴鹿国際交流協会と協働し、日本語ボランティアの養成に取り組みます。 ********** 【各日本語教室、国際交流協会等との意見交換会の実施】 （市民対話課、鈴鹿国際交流協会、地域の日本語教室） 鈴鹿国際交流協会及び地域の日本語教室等と活発な意見交換及び情報共有を行うとともに、共有する課題に対しては、関係する各機関と連携し、柔軟に対応します。

重点施策Ⅲ	【No６】就労における日本語学習機会への支援 【No13】事業所に対する多文化共生推進のための啓発 【No14】外国人材の雇用に関する情報提供

技能実習生や特定技能など、年々増加する外国人労働者の日本語学習の場については、現在、地域の日本語教室が多くの負担を強いられており、外国人労働者の日本語学習環境が十分に整備できていない課題があります。

そのような中、国は令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、「事業主の責務」として、事業所における日本語教育が努力義務であることを明記しており、外国人労働者の日本語習得による事業所内の安全性の確保や多文化共生の推進は事業実績の向上につながることから、今後も日本語学習機会を創出する必要があります。

このことから、市内事業所における日本語教育の推進について、事業所や関係機関と連携し、その環境整備を進めるとともに、就労に関する課題に対応するため、外国人労働者の相談機会や留学生等を含む就職機会の確保にも取り組みます。

重点施策Ⅲ　活動指標（回／年）				
事業所を対象とした「日本語学習に関するセミナー」の年間の実施回数				
現状値 2022 （令和４）年度	2024 （令和６）年度	2025（令和 ７）年度	2026（令和 ８）年度	2027（令和 ９）年度
０回	市内事業所を 対象とした 実態把握の実施	１回	２回	３回

実施主体	【市】産業政策課、市民対話課 【その他】事業所
具体的な取組	【市内事業所における日本語学習の実態把握】（産業政策課、市民対話課） 中小製造企業の支援機関である「鈴鹿市ものづくり産業支援センター」の機能を活かし、市内事業所における日本語教育の実態把握を実施します。 ********** 【事業所内日本語学習に関するセミナーの実施】（産業政策課、市民対話課） 市内事業所を対象とした事業所内日本語学習に関するセミナーの開催及び事業所側の日本語学習のニーズを把握します。 **********

	【事業所内日本語学習の実施】（産業政策課、市民対話課） 　事業所、関係機関及び行政が連携し、市内事業所における日本語学習の実施実現に向けて取り組みます。

重点施策Ⅳ　【No15】多様な防災情報伝達手段の活用

近年、自然災害が頻発・激甚化している中、日本人市民と同様に外国人市民も安心して地域で生活するためには、「やさしい日本語」や「多言語化」による災害情報の提供を行い、自助・共助の行動を促すことが不可欠です。

そのため、市の関係所属と鈴鹿国際交流協会が連携し、日本人市民と同様の災害情報の提供を行い、災害対応力の強化を進めます。

また、地震・風水害の自然災害のみならず、突発的に発生する感染症発生時についても、日本人市民と同様に情報が取得できるよう、「多言語化」等による情報発信を進めます。

重点施策Ⅳ　活動指標（人／年）				
Facebook ページ「Amigo Suzuka」のフォロワー数（やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語）の合計				
現状値 2022（令和４）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度	2026（令和８）年度	2027（令和９）年度
1,850 人	2,000 人	2,100 人	2,200 人	2,300 人

実施主体	【市】防災危機管理課、地域医療推進課、市民対話課 【その他】鈴鹿国際交流協会
具体的な取組	【市と国際交流協会との連携強化】（防災危機管理課、市民対話課、鈴鹿国際交流協会） 災害時における市と協会との連携体制について、協議及び整理を進めるとともに、防災訓練への参画等、平時からの連携強化を図ります。 ********** 【災害情報のテンプレート化】（防災危機管理課、市民対話課） 避難情報等について、平時からの「やさしい日本語化」及び「多言語化」を整理し、災害時に外国人市民に提供する情報をテンプレート化し、わかりやすい情報の提供を図ります。 ********** 【SNS による広報拡大】（市民対話課） 平時から各種 SNS による情報発信を行うことにより、災害時にも外国人市民が情報を取得できるよう、フォロワー数の拡大を図ります。 **********

	【感染症に関連した情報発信】（地域医療推進課、市民対話課） 　関係所属と市民対話課が適宜情報交換を行い、常に変化する感染症に関する情報について、適切に情報発信ができるよう、平時からの連携を進めます。

重点施策Ⅴ　【No25】関係機関と連携した横断的な相談体制の充実

言葉や習慣のちがいから、雇用、医療、福祉及び出産・子育て等の生活に関わる様々な疑問や悩みを抱く外国人市民にとって、適切な情報や相談場所に到達することが難しい場合があるため、外国人市民が、一人で悩むことなく、いきいきと生活できるよう、相談体制の整備が不可欠です。

このため、外国人市民が日常生活上の困りごとを気軽に相談できる体制の整備に向け、行政だけでなく、鈴鹿国際交流協会、鈴鹿市社会福祉協議会、NPO などの外国人市民とのつながりがある関係各団体が連携し、横断的な相談体制の整備を進めます。

重点施策Ⅴ　活動指標（回／年）				
関係各機関と連携した相談会の実施回数				
現状値 2022（令和４）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度	2026（令和８）年度	2027（令和９）年度
11 回	13 回	13 回	15 回	15 回

実施主体	【市】市民対話課、関係所属 【その他】鈴鹿国際交流協会、鈴鹿市社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体
具体的な取組	【関係各機関との情報交換会及び相談会の実施】 （市民対話課、関係所属、鈴鹿国際交流協会、鈴鹿市社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体） 関係各機関において、多言語対応等により外国人市民が身近に相談をできる場の確保を図るとともに、相談窓口を外国人市民に周知するため、様々な媒体の活用による広報活動も進めます。 また、外国人市民の多様な悩みごとに対し的確に対応していくため、行政をはじめ関係各機関による意見交換・情報共有の機会を設けるなど、関係各機関の緊密な連携を基にした横断的な相談体制の実現に取り組みます。

重点施策Ⅵ　【No26】地域住民に向けた多文化共生意識の醸成

令和４年度に実施した多文化共生に関するアンケート結果により、外国人市民と日本人市民の多文化共生に対する意識に大きな差があったことから、両者の多文化共生に対する意識の共有化を図るため、市と鈴鹿国際交流協会が連携し、国際交流イベント及び国際理解講座等の啓発事業、並びに友好都市との交流事業を効果的に実施し、市民の多文化共生意識の醸成に取り組みます。

重点施策Ⅳ　活動指標（回／年）				
「多文化共生」をテーマにした出前講座及び多文化共生シンポジウム、国際交流イベント等の実施回数				
現状値 2022（令和４）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度	2026（令和８）年度	2027（令和９）年度
３回	４回	４回	５回	５回

実施主体	【市】市民対話課 【その他】鈴鹿国際交流協会
具体的な取組	【出前講座の実施】（市民対話課） 「多文化共生」をテーマとした地域における出前講座の実施により、市民の多文化共生意識の醸成を図ります。 ********** 【多文化共生シンポジウムの開催】（市民対話課） シンポジウムの開催により、市民が異文化に触れる機会を創出し、多文化共生意識の醸成を図ります。 ********** 【国際交流イベントの開催】（市民対話課、鈴鹿国際交流協会） 国際交流フェスタわいわい春まつりの開催等により、様々な異文化間の交流ができる場を設け、国際理解の促進を図ります。 ********** 【友好都市との国際交流事業の実施】（市民対話課、鈴鹿国際交流協会） 友好都市との交流事業においては、市民への多文化共生に対する意識の普及を念頭に置き、鈴鹿国際交流協会と連携して取り組みます。 **********

	【多文化共生意識調査】（市民対話課） 　日本人市民・外国人市民共に多文化共生意識に関する調査を実施することで、「多文化共生社会の実現度」の測定とともに、多文化共生施策に対するニーズを把握しながら、本計画を着実に推進するとともに施策の充実化に取り組みます。

第５章　計画の推進

１　推進体制

市民対話課（外国人交流室）が、庁内各所属をはじめ、関係各機関との連絡調整を図りながら、多文化共生の推進に係る施策を推進します。

また、多文化共生推進庁内会議を設け、各所属の連携や協力体制を構築するとともに、多文化共生に係る情報共有を図ります。

２　各主体の役割

本計画の各施策を推進し、多文化共生社会の実現を図っていくためには、「行政機関」だけでなく「市民」、「地域活動団体」、「事業所」、「教育機関」、「国際交流協会」などの担い手が、それぞれの役割を果たし、連携しながら取り組んでいくことが重要です。

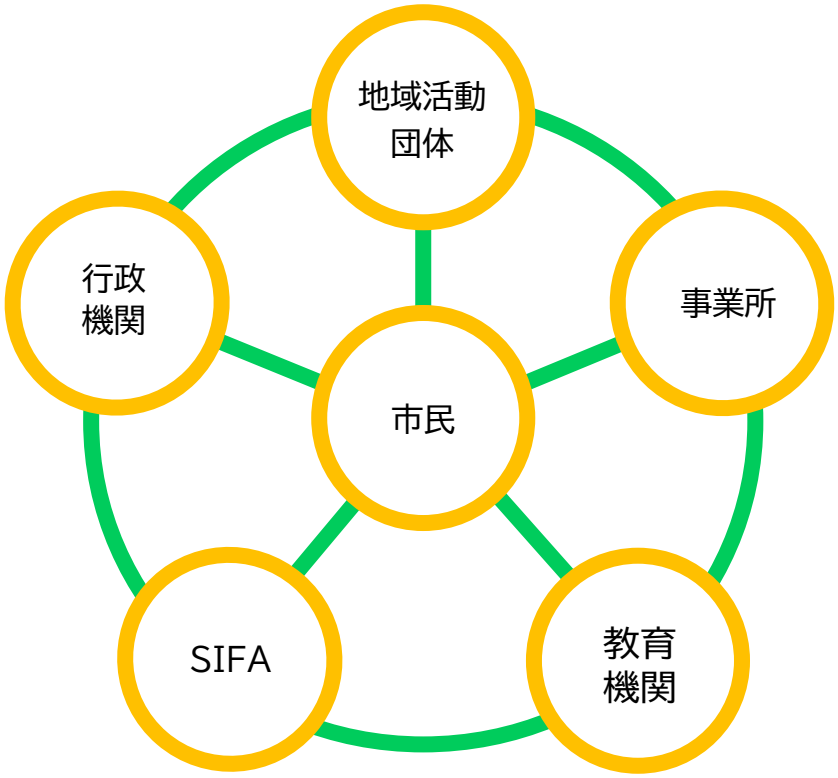

(1)　市民

外国人市民、日本人市民を問わず、一人ひとりが多文化共生社会の実現に向け、互いの文化や習慣等のちがいを理解し、共に地域社会に参画することが求められます。

そのため、外国人市民にあっては、日本語の習得や日本の文化、習慣、地域のルール等を理解し、地域社会との関係性を構築する必要があります。

また、日本人市民にあっては、地域や職場などにおける外国人市民とのコミュニケーション等を通じて多文化共生に対する意識を高め、外国人市民を地域で共に暮らすパートナーとしての理解することが必要です。

(2)　地域活動団体

社会福祉協議会や NPO、ボランティア団体には、外国人市民と直接の交流を持つことで、当事者が抱える悩みやニーズを把握し、その課題の解消を図るため、行政等との連携した取組が求められます。

また、地域の日本語教室は、外国人市民の日本語の習得だけでなく、日本の文化や習慣を学ぶことができる場となっており、行政、国際交流協会との連携を図り、その役割を着実に担っていくことが求められます。

さらに、自治会や地域づくり協議会においては、イベント等の開催やごみ出し等の生活ルールの共有により、日本人市民と外国人市民が地域社会で共生する機会を確保し、外国人市民も地域社会で暮らす「生活者」として受け入れることが求められます。

(3)　事業所

外国人市民が、就労においても、地域における「生活者」としても、安定した生活をしていくため、事業所は労働関係法令の遵守と人権尊重に努めるとともに、外国人労働者の日本語の習得機会の確保や、文化、習慣などの理解の促進を図る必要があります。

(4)　教育機関

ア　幼稚園・小学校・中学校

すべての児童生徒が、多様な文化、価値観について興味関心を高め、互いを理解し合える取組を進めます。

イ　高等学校・高等教育機関

外国にルーツのある生徒や留学生などが日本人市民と交流する機会を持つことで、地域社会とのつながりを持ち、日本人市民、外国人市民双方の交流の場となることが望まれます。

(5) 鈴鹿国際交流協会（SIFA）

多文化共生の推進の中核的な役割を担う機関として、外国人市民との積極的なコミュニケーションを通じて多様なニーズを把握するとともに、これまでの多文化共生のための取組で蓄積した経験や知見を活かし、より効果的な国際交流イベント等を実施するなど、多文化共生社会の実現に向けて行政等との連携による幅広い取組が求められます。

(6) 行政機関

市をはじめとするあらゆる行政機関が、多文化共生に関する課題やニーズを的確に把握・共有しながら、本計画に掲げる施策を着実に推進し、本計画の基本理念に掲げる「多文化共生のまちづくり」を実現します。

そのため、庁内にあっては、多文化共生推進庁内会議の開催などにより関係各課との連絡調整を図るとともに、鈴鹿国際交流協会等の関係機関とも連携しながら取組を進めます。

3　計画の進捗管理

本計画を実行性のあるものとしていくため、「計画の策定（Plan）」、「計画の実行・予算の執行（Do）」、「評価（Check）」、「評価結果に基づく改善（Action）」により、PDCA サイクルを基本に各施策を推進します。具体的には、本計画に示す施策の推進に当たっては、関係各機関が連携しながら実行（Do）し、市民対話課が庁内の関係所属及び関係各機関とその進捗状況を確認し、評価（Check）を行います。特に、「第４章　２　重点的に推進する施策」については、「実施主体」に対して、毎年度において個別に調査を行い、その進捗状況の把握及び点検、評価を行います。

さらに、進捗状況の評価結果を踏まえ、「多文化共生推進庁内会議」を開催するなどにより、評価結果に基づく改善（Action）を行います。

なお、「第１章　２　計画の位置付け」及び「第３章　４　計画の目標指標」で示したとおり、本計画は鈴鹿市総合計画２０３１と連動させながら、成果指標及び調査等の結果に基づき進捗管理を行います。

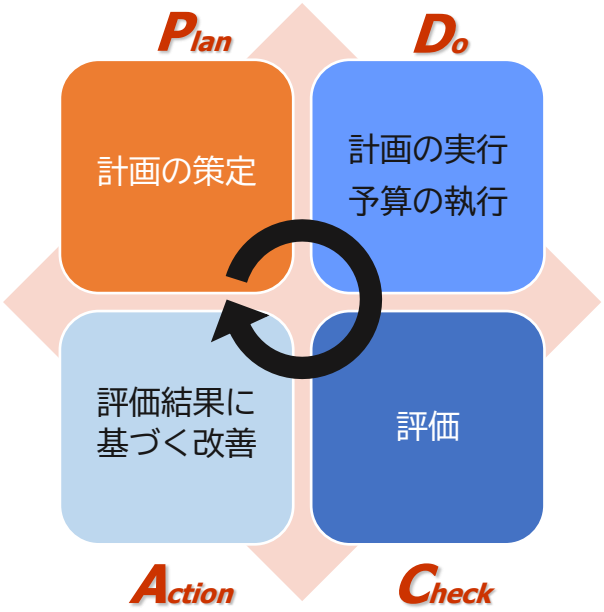

参考資料

1　関係する会議

（1）　多文化共生推進計画検討会議　　【順不同・敬称略】

団体及び団体役職	氏　名
明治大学国際日本学部教授	山脇　啓造
白鳩保育園長	清水　啓子
三重県立飯野高等学校長	今髙　成則
公益財団法人 鈴鹿国際交流協会 事務局長	吉崎　美穂
行政書士	坂井　芳規
鈴鹿日本語会 AIUEO	板倉　操
特定非営利活動法人 愛伝舎 理事長	坂本　久海子
社会福祉法人　鈴鹿市社会福祉協議会　すずとも	田中　浩樹
外国にルーツを持つ市民	森田　カレン
公募市民	宗沙　ルイス

（2）多文化共生推進庁内会議

部 局 名	所　属　名
危機管理部	防災危機管理課
政策経営部	総合政策課
	情報政策課
総務部	納税課
	市民税課
地域振興部	地域協働課
	人権政策課
	市民対話課
文化スポーツ部	文化振興課
	図書館
環境部	廃棄物対策課
子ども政策部	子ども政策課
	子ども育成課
	子ども家庭支援課
健康福祉部	保護課

	福祉医療課
産業振興部	産業政策課
都市整備部	都市計画課
	住宅政策課
上下水道局	経営企画課
	営業課
教育委員会事務局	学校教育課
	教育指導課
	教育支援課
消防本部	消防課

２　策定経過

（1）　多文化共生推進計画検討会議

開催日	主な協議事項
第１回 2023（令和５）年６月 12 日	①「鈴鹿市」の外国人人口及び多文化共生施策について ②「鈴鹿市多文化共生推進計画」の策定に向けて ③「３つの柱」と「現状の取組と課題」について
第２回 2023（令和５）年８月７日	①第１回会議からの変更点 ②「重点施策」について

（2）　多文化共生推進庁内会議

開催日	主な協議事項
第１回 2023（令和５）年４月 28 日	①「具体的な施策」の協議・確認依頼について ②外国人市民への「情報発信」と「多言語対応」について
第２回（書面協議） 2023（令和５）年 10 月３日	鈴鹿市多文化共生推進計画（素案）の確認について

３　用語の説明

用語	説明
日系人	外国に移住し当該国の国籍又は永住権を取得した日本人の子孫。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
外国人市民	本計画における「外国人市民」とは、外国籍を有する市民だけでなく、すでに日本国籍を取得している外国出身の人や外国にルーツを持つ日本国籍の市民も含んでいます。 なお、外国人市民以外の市民を「日本人市民」とします。
在留資格	外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは一定の身分または地位を有する者としての活動を行うことができることを示す入管法上の法的資格のこと。
特定技能	特定技能は、2019（平成 31）年４月から施行された在留資格で、国内人材を確保することが困難な状況にある介護、建設、宿泊、外食などの産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが可能となりました。
SDGs （持続可能な開発目標）	2015（平成 27）年９月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、17 のゴール及び 169 のターゲットから成る国際的な開発目標。
鈴鹿市総合計画２０３１	2016（平成 28）年度から８年間のまちづくりの指針となる「鈴鹿市総合計画２０２３」の後継として、社会情勢の変化に対応し、新しい将来像や目標・方向性を定め、2024（令和６）年度から 2031（令和 13）年度までを計画期間とした新たな計画。
技能実習	2009（平成 21）年の改正入管法により、新たに創設された在留資格。
やさしい日本語	普段使われている言葉を外国人にも分かるように配慮して言いかえた簡単な日本語のこと。 （例）記入してください。→　書いてください。

母語	幼少期から自然に習得する言語のことを指します。 それに対して、「母国語」とは、その人の国籍の公用語を指します。 （例）日本国籍とブラジル国籍との間に生まれた日本国籍の子どもが家庭でポルトガル語を使っている場合、「母語」はポルトガル語であるが、「母国語」は日本語となります。
Facebook ページ「Amigo Suzuka」	2020（令和２）年 10 月から、外国人市民向けの新たな情報発信手段として運用を開始した Facebook ページ。 「やさしい日本語」、「ポルトガル語」、「スペイン語」の３つ言語により情報を発信しています。
外国人市民向け多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」	2023（令和５）年４月から配信を開始した多言語電子広報（毎月５日に配信）。やさしい日本語をはじめとした計 10 言語（機械翻訳）で市の情報を閲覧することができます。
JSL 児童生徒	JSL とは「Japanese as a Second Language」の略称であり、JSL 児童生徒とは「日本語を第二言語とする児童生徒」を指します。
外国人児童生徒	本計画では外国籍や外国にルーツをもつ学齢期の子どもたちを指します。児童は小学校に通っている子ども、生徒は中学校に通っている子どもを指します。
住民基本台帳	市町村が各住民について、正確な情報を記録している台帳。外国人市民にも日本人と同様、基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まった ため、平成 24 年の改正により外国人市民も対象となりました。
外国人登録制度	2012（平成 24）年７月の住民基本台帳法改正まで存在した、外国人の情報を把握・監理するための登録制度です。外国人本人の申請に基づいて登録するもので、市区町村ごとに外国人登録原票が保管され、現住所の証明や人口の調査などに利用されていました
ル・マン市	1990（平成２）年５月 27 日に本市と「友好協力協定」を締結したフランス共和国・サルト県の都市。 世界的に有名な自動車レースが開催されるなど、本市との共通点・類似性を基に、協定締結に至りました。

ベルフォンテン市	1991（平成３）年８月７日に本市と「友好協定」を締結したアメリカ合衆国・オハイオ州の都市。 協定締結の経緯としては、市内企業の関連会社のオハイオ州進出を契機に市民交流が始まったことにあり、現在も青少年相互交流事業を中心に交流を深めています。
多文化共生推進庁内会議	指針策定に合わせて、各所属の多文化共生施策を推進するために発足した会議。毎年度、取組の進捗管理や情報交換等を行うことで、本市の多文化共生施策を推進しています。

鈴鹿市多文化共生推進計画（案）

（発行日）　〇〇〇〇（令和〇）〇年〇月〇日
（発　行）　鈴鹿市
（編　集）　地域振興部市民対話課
〒513－8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
電話 059－382－9058　　ＦＡＸ 059－382－7660
E－mail shimintaiwa@city.suzuka.lg.jp
URL https://www.city.suzuka.lg.jp